（証券コード：9446）
平成30年12月３日

株　主　各　位

名古屋市中区千代田五丁目21番20号
株式会社サカイホールディングス
代表取締役社長　肥　田　貴　將

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、平成30年12月18日（火曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成30年12月18日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使の場合】
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.e-sokai.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成30年12月18日（火曜日）午後５時までに、議案に対する賛否をご入力ください。
　なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、51頁の「インターネットによる議決権行使のためのシステム環境等について」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

【重複行使の取扱い】
　議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。
　また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成30年12月19日（水曜日）午前10時（受付開始 午前９時15分）
2. **場　　所**　名古屋市中区千代田五丁目21番20号（エスケーアイファーストビル）
株式会社サカイホールディングス　本社５階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. **目的事項**

報告事項
1. 第28期（平成29年10月１日から平成30年９月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第28期（平成29年10月１日から平成30年９月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　役員賞与支給の件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願いいたします。

◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.sakai-holdings.co.jp/）に修正後の事項を掲載させていただきます。

添付書類

第28期事業報告

（自　平成29年10月１日
至　平成30年９月30日）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、マイナス金利が継続されるなか、緩やかな景気回復が継続するものの、業態により将来を見据えた業務提携・資本提携等が散見され、企業業績については底堅い消費を背景に企業努力も伴い、安定的な増益基調も定着した感がありました。

このような状況のもと、当社グループは、再生可能エネルギー事業の増強、携帯ショップの総合的評価の向上と採算性の見直し、保険代理店事業の販売力と生産性の向上、葬祭事業における会員募集の強化と質的向上に注力しております。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は18,842百万円（前期比6.1％増）、営業利益は866百万円（前期比19.5％増）、経常利益は722百万円（前期比1.0％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は350百万円（前期比21.4％減）となりました。

各セグメントの内容は以下のとおりになりました。

まず、再生可能エネルギー事業につきましては、前期迄に太陽光発電所７ヶ所（株式会社サカイホールディングスで６ヶ所、子会社のエスケーアイ開発株式会社で１ヶ所各々運営）を開設後、平成30年９月に愛知県に「エスケーアイ新城発電所」を開設し、第４四半期に発生した災害の頻発の影響も最小限に留まり、順調に稼動しております。この結果、当連結会計年度における売上高は1,650百万円（前期比202.9％増）、セグメント（営業）利益は829百万円（前期比264.4％増）となりました。

次に、移動体通信機器販売関連事業については、各店舗の総合的な評価の向上に努め、積極的な営業展開を継続してまいりました。また、今後の各地域の動向と各店舗の生産性を勘案し、ソフトバンクショップ５店舗を権利譲渡し、auショップ１店舗を退店いたしました。この結果、期末店舗数は56店舗（全て直営）の店舗展開となりました。また、平成30年６月末現在で携帯電話の普及台数が16,953万台を超えましたが、ｉＰｈｏｎｅＸの新機種の発売を前にした買い控えの影響が大きく、当連結会計年度における移動体通信機器の販売台数は減少し、新規・機種変更を合わせ136,203台（前期比8.6％減）となり、その内訳は、新規が44,903台（前期比8.4％減）、機種変更が91,300台（前期比8.7％減）となりました。この結果、当連結会計年度における売上高は15,286百万円（前期比0.1％増）、セグメント（営業）利益は448百万円（前期比46.7％減）となりました。

次に、コールセンターを拠点とした保険代理店事業につきましては、子会社である株式会社セントラルパートナーズにおいて、平成26年４月に開設した新潟支店の業績も継続的に上昇しているほか、平成28年５月の保険業法の改正にも対応しながら今後更に組織・体制の強化と充実を図り、営業効率を強化して販売力と生産性の向上に繋げるほか、各商品の優位性を検証しながら、複数の保険会社の新商品の取扱を継続しております。この結果、当連結会計年度における売上高は1,189百万円（前期比1.1％減）、セグメント（営業）利益は138百万円（前期比22.0％減）となりました。

続きまして、葬祭事業につきましては、子会社であるエスケーアイマネージメント株式会社で平成22年７月に葬儀会館「ティア西尾」をオープン以降、現在５会館を運営し、各会館の認知度も着実に上昇するなか、今後の需要を見据えた積極的な営業政策を継続しております。この結果、当連結会計年度における売上高は653百万円（前期比5.3％減）、セグメント（営業）利益は46百万円（前期比41.4％減）となりました。

更に、不動産賃貸・管理事業につきましては、子会社であるエスケーアイ開発株式会社で平成19年８月に大型立体駐車場「エスケーアイパーク法王町」を名古屋市千種区にオープン後、稼働率が順調に推移しております。この結果、当連結会計年度における売上高は81百万円（前期比1.9％増）、セグメント（営業）利益は18百万円（前期は１百万円の営業損失）となりました。

2. 企業集団の設備投資の状況

(1) 設備投資総額　2,308,519千円

(2) 完成した主な設備

［太陽光発電所］

エスケーアイ新城発電所

(3) 移転した主な設備

［店舗］

ソフトバンクショップ

武蔵村山、豊明

(4) 改修した主な設備

［店舗］

auショップ

イオン富士宮、厚木妻田、富士厚原

(5) 継続中の主な設備

［太陽光発電所］

エスケーアイ東広島発電所

エスケーアイ伊賀猪田発電所

3. 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度は、自己資金および金融機関からの借入金により必要資金を賄いました。

4. 企業集団および当社の財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第25期 平成27年９月期	第26期 平成28年９月期	第27期 平成29年９月期	第28期 平成30年９月期 (当連結会計年度)
売上高(千円)	17,019,764	17,992,078	17,765,520	18,842,081
経常利益(千円)	749,565	654,146	729,713	722,106
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	399,260	315,098	446,520	350,969
１株当たり当期純利益(円)	36.78	29.02	42.07	32.24
純資産(千円)	4,094,809	4,050,554	4,291,619	4,225,836
総資産(千円)	13,573,797	18,229,847	23,755,315	26,152,947

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区分	第25期 平成27年９月期	第26期 平成28年９月期	第27期 平成29年９月期	第28期 平成30年９月期 (当期)
売上高(千円)	15,061,536	15,726,266	15,731,637	1,842,110
経常利益(千円)	489,416	382,303	461,591	286,605
当期純利益(千円)	260,279	204,938	319,410	111,323
１株当たり当期純利益(円)	23.97	18.88	30.09	10.23
純資産(千円)	3,777,168	3,581,255	3,657,468	3,225,961
総資産(千円)	11,657,521	15,740,953	21,079,584	22,095,431

(注) 当社は、平成29年10月１日以降持株会社体制に移行したため、子会社の管理業務および再生可能エネルギー事業を行っており、移動体通信機器販売関連事業は、子会社化した株式会社エスケーアイで行っております。

5. 重要な子会社の状況

会社名	資本金(千円)	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社エスケーアイ	10,000	100.0	通信機器等販売事業
株式会社セントラルパートナーズ	190,000	68.5	保険代理店事業
エスケーアイマネージメント株式会社	490,000	100.0	葬祭事業
エスケーアイ開発株式会社	200,000	100.0	不動産賃貸・管理事業 太陽光発電および太陽光設備等の販売

(注) 平成29年10月１日付で株式会社エスケーアイ分割準備会社から株式会社エスケーアイに商号変更しております。

6. 企業集団の対処すべき課題

再生可能エネルギー事業につきましては、平成29年９月に和歌山県和歌山市で大規模なメガソーラー発電所の稼働を開始し、当期の第４四半期には、広島県東広島市でメガソーラー発電所が稼働する予定であり、更なる経営効率を勘案し取組んでまいります。

また、各子会社の課題としましては、移動体通信機器販売関連事業につきましては、各携帯ショップの総合的評価の向上と一人当りの生産性向上による各ショップの利益確保に重点を置き、保険代理店事業につきましては、販売力と生産性の向上の他、対面（直接）販売の拡大に注力するほか、葬祭事業につきましては、営業力強化による会員数の継続的な拡大と葬儀の質的向上による利益確保に取組んでまいります。

尚、平成29年10月１日以降は持株会社体制に移行しており、子会社の管理業務及び再生可能エネルギー事業を株式会社サカイホールディングスで行い、移動体通信機器販売関連事業は子会社化した株式会社エスケーアイに分割しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

7. 企業集団の主要な事業内容（平成30年９月30日現在）

(1) 再生可能エネルギー事業
(2) 移動体通信サービスの加入契約取次ぎ代理店事業および移動体通信端末の販売事業
(3) 生命保険・損害保険の募集業務および付帯業務、通信販売業
(4) 葬祭請負を中心とした葬祭事業
(5) 不動産の賃貸業務および管理業務、太陽光設備等の販売

8. 企業集団の主要な営業所および設備等（平成30年９月30日現在）

(1) 当社

①	本社	愛知県名古屋市中区	
②	関東支社	神奈川県横浜市港北区	
③	店舗	愛知県内	21店舗
		岐阜県内	3店舗
		三重県内	3店舗
		静岡県内	5店舗
		東京都内	11店舗
		神奈川県内	13店舗
④	太陽光発電所	愛知県内	2ヶ所
		岐阜県内	1ヶ所
		三重県内	3ヶ所
		埼玉県内	1ヶ所
		和歌山県内	1ヶ所

(2) 子会社

株式会社セントラルパートナーズ

①	本社	岐阜県大垣市
②	東北支店	青森県青森市
③	新潟支店	新潟県新潟市

エスケーアイマネージメント株式会社

①	本社	愛知県知多市	
②	葬儀会館	愛知県内	4会館
		三重県内	1会館

エスケーアイ開発株式会社

①	本社	愛知県名古屋市中区	
②	立体駐車場	愛知県（名古屋市）内	1ヶ所

9. 企業集団および当社の従業員の状況（平成30年９月30日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
再生可能エネルギー事業	3 名	1名減
移動体通信機器販売関連事業	349 名	52名増
保険代理店事業	110 名	3名減
葬祭事業	25 名	2名増
不動産賃貸・管理事業	2 名	0名
全社（共通）	26 名	26名増
合計	515 名	76名増

（注）1. 当社は、平成29年10月１日以降持株会社体制に移行したため、子会社の管理業務および再生可能エネルギー事業を行っており、移動体通信機器販売関連事業は、子会社化した株式会社エスケーアイで行っております。尚、従業員数には、臨時従業員165名は含まれておりません。

2. 全社（共通）として記載している従業員数は、持株会社である当社の従業員数であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
29名	272名減	32.0歳	5.2年

（注）当社は、平成29年10月１日以降持株会社体制に移行したため、子会社の管理業務および再生可能エネルギー事業を行っており、移動体通信機器販売関連事業は、子会社化した株式会社エスケーアイで行っております。尚、従業員数には、臨時従業員３名は含まれておりません。

10. 企業集団の主要な借入先・借入額（平成30年９月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	4,704,446 千円
株式会社三井住友銀行	3,459,280
株式会社みずほ銀行	2,689,706
株式会社十六銀行	1,558,544
株式会社愛知銀行	980,544
株式会社横浜銀行	905,100
株式会社大垣共立銀行	886,240
株式会社名古屋銀行	763,941
株式会社中京銀行	635,880
株式会社第三銀行	270,440
株式会社山口銀行	100,000

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成29年10月１日より持株会社体制に移行したことに伴い、同日付で株式会社エスケーアイは株式会社サカイホールディングスに、また、株式会社エスケーアイ分割準備会社は株式会社エスケーアイに各々商号変更しております。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項（平成30年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　40,000,000株

(2) 発行済株式の総数　10,956,500株

(3) 株主数　1,181名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社サカイ	2,353,000	21.59
株式会社光通信	2,126,000	19.50
酒井俊光	779,000	7.14
ＶＴホールディングス株式会社	629,100	5.77
株式会社ＨＩＤＡコーポレーション	579,000	5.31
ソフトバンク株式会社	450,000	4.12
酒井尚子	343,500	3.15
アイデン株式会社	258,500	2.37
サカイホールディングス従業員持株会	245,700	2.25
肥田貴將	193,000	1.77

（注） 持株比率は自己株式(57,828株)を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第4回新株予約権
発行決議日	平成26年10月27日
新株予約権の数	85,000個（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　85,000株（注）2 （新株予約権1個につき1株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり285円 （1株当たり285円）
権利行使期間	平成28年11月４日　から 平成33年10月31日　まで
行使の条件	（注）1
当社取締役の保有状況 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　85,000個（注）2 目的となる株式数　85,000株（注）2 保有者数　2人（注）2

（注）1.　行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、権利行使の時点において、当社または当社子会社の取締役、その他これに準ずる地位にあるとき、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記（１）の規定にかかわらず、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができるものとする。

(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等(平成30年9月30日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	肥田貴將	―	株式会社セントラルパートナーズ取締役 エスケーアイマネージメント株式会社 代表取締役社長 エスケーアイ開発株式会社取締役 株式会社エスケーアイ代表取締役社長
専務取締役	酒井俊光	事業戦略室長	エスケーアイマネージメント株式会社取締役 エスケーアイ開発株式会社取締役 株式会社エスケーアイ専務取締役
常務取締役	田川正彦	管理本部長 兼経理部長 兼コーポレートガバナンス本部長	株式会社セントラルパートナーズ監査役 エスケーアイマネージメント株式会社監査役 エスケーアイ開発株式会社監査役 株式会社エスケーアイ常務取締役
取締役	長澤篤治	―	株式会社セントラルパートナーズ代表取締役社長
取締役	小島浩司	―	監査法人東海会計社代表社員
取締役	山口伸淑	―	ナカバヤシ株式会社社外取締役 ウシオ電機株式会社社外取締役
常勤監査役	古川裕美	―	―
監査役	浅井一郎	―	あさひ経営代表 ゼネラルパッカー株式会社取締役(監査等委員)
監査役	後藤康史	―	後藤会計事務所代表

(注) 1. 取締役　小島浩司氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役　山口伸淑氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 監査役　浅井一郎氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役　後藤康史氏は、社外監査役で税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見があり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 当社は、取締役小島浩司、山口伸淑、および監査役浅井一郎および後藤康史の４氏との間で、賠償責任限度額を、金1,000千円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする責任限定契約を締結しております。

2. 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　　給　　額
取　締　役	6名	127,780千円
監　査　役	3名	14,210千円
合　　計	9名	141,990千円

（注）1. 株主総会の決議（平成27年12月17日改定）による取締役報酬限度額は、年額300,000千円であり、株主総会の決議（平成11年１月31日改定）による監査役報酬限度額は、年額24,000千円であります。

2. 上記の報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与引当金繰入額として費用計上した45,600千円（取締役42,300千円、監査役3,300千円）および役員退職慰労引当金繰入額として費用計上した21,090千円が含まれております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 兼職の状況

区　分	氏　　名	兼職先および兼職内容
取　締　役	小　島　浩　司	監査法人東海会計社代表社員
取　締　役	山　口　伸　淑	ナカバヤシ株式会社社外取締役 ウシオ電機株式会社社外取締役
監　査　役	浅　井　一　郎	あさひ経営代表 ゼネラルパッカー株式会社取締役 （監査等委員）
監　査　役	後　藤　康　史	後藤会計事務所代表

（注）1. 小島浩司氏は監査法人東海会計社の代表社員を兼職しておりますが、当社との間に取引関係はありません。

2. 山口伸淑氏は、ナカバヤシ株式会社およびウシオ電機株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、各社と当社との間に取引関係はありません。

3. 浅井一郎氏はあさひ経営の代表およびゼネラルパッカー株式会社の取締役（監査等委員）を兼職しておりますが、各社と当社との間に取引関係はありません。

4. 後藤康史氏は後藤会計事務所の代表を兼職しておりますが、当社との間に取引関係はありません。

(2) 主な活動状況

区　分	氏　名	当該事業年度における主な活動状況
取締役	小島浩司	当事業年度開催の取締役会のうち92％に出席し、公認会計士および税理士としての豊富な経験・識見を活かして、幅広い見地から当社の経営活動全般に対して的確な意見の表明を行いました。
取締役	山口伸淑	当事業年度開催の取締役会のうち92％に出席し、金融および企業経営における幅広い職見を活かして、当社の経営活動全般に対して的確な意見の表明を行いました。
監査役	浅井一郎	当事業年度開催の取締役会のうち100％に、また、監査役会100％に出席し、金融界およびシンクタンクでの豊富な経験・識見を活かして、幅広い見地から当社の経営全般に的確な意見の表明を行いました。
監査役	後藤康史	当事業年度開催の取締役会のうち100％に、また、監査役会100％に出席し、税務・会計面での豊富な経験・識見を活かして、幅広い見地から当社の経営全般に的確な意見の表明を行いました。

(3) 報酬等の総額

区　分	支給人員	支給額
取締役	2名	8,040千円
監査役	2名	3,210千円
合　計	4名	11,250千円

Ⅴ. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　栄監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22,000千円
②	当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の報酬等について、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画と実績の対比を踏まえ、新事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積もりの相当性を検討し、同意しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために、会社法第362条第４項第６号および会社法施行規則第100条に基づき、内部統制システム構築の基本方針を定め、この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、内部統制システムを構築しており、会社法・会社法施行規則の改正に伴い、標記体制の改定について取締役会で決議している他、今後も常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図るため、次のような体制にしております。

(1) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 役員および使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、取締役である経営戦略本部長を責任役員として、その責任のもと、役員および使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。

② 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

③ 担当役員は、役員および使用人に対して適切な研修体制を構築し、内部通報ガイドラインおよび内部通報相談窓口の更なる周知徹底を図る。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）の取扱は、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存および管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

② 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否および保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。

③ 前２項に係る事務は、当該担当取締役が所管し、①の検証・見直しの経過、②のデータベースの運用・管理について、定期的に取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、経営戦略本部に内部監査担当を設置し、経営戦略本部担当取締役が、その事務を管掌する。

② 経営戦略本部内部監査担当は、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。

③ 経営戦略本部内部監査担当の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに経営戦略本部長を委員長とする

コンプライアンス・リスク管理委員会に通報する体制を構築する。

④　経営戦略本部内部監査担当の活動を円滑にするために、関連する諸規程、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また経営戦略本部内部監査担当の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに経営戦略本部内部監査担当に報告するよう指導する。

⑤　コンプライアンス・リスク管理委員会は、諸規程の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する研修等を企画実行する。

(4)　取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

①　経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検証を行う。

②　業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。

③　日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

(5)　当社ならびに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　四半期ごとに、当社子会社および関連会社（以下、子会社等という。）のリスク情報の有無を監査するために、経営戦略本部長を長とするグループ監査担当を設置する。

②　グループ監査担当は、子会社等に損失の危険性が発生し、グループ監査担当がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を構築する。

③　当社と子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、グループ監査担当は子会社等の内部監査室に相当する部署と十分な情報交換を行う。

(6)　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

①　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、使用人を配置する。

②　当該使用人は、監査役の指示に従いその職務を行うものとする。

(7)　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

①　監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

②　監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。

(8)　当社および子会社の取締役ならびに使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①　取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。

②　前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。

・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
・当社の子会社等の監査役および内部監査担当部門の活動状況
・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
・業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
・内部通報制度の運用（情報提供者の適切な取扱を含む）および通報の内容
・社内稟議書および監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

(9)　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査役の職務を補助する部署の設置に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めるため、管理本部担当取締役を責任者として、管理本部担当責任者および各監査役を委員とする監査体制検討委員会を設置する。

②　同委員会の委員は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならない。

③　監査役の職務執行のための費用または債務の処理については、その都度監査役会で決定することを基本方針とする。

(10)　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

①　当社ならびに当社子会社から成る企業集団は、市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを基本方針とする。

②　反社会的勢力排除に向けた業務運営

総務部を対応統括部署とし、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士、外部専門会社等の外部専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関し、協力または支援を得ることとする。また、管理本部において、対応マニュアルの整備を進めるとともに、役員および従業員への周知徹底を図るため、適宜コンプライアンス研修を実施する。

2. 業務の適正を確保する体制の運用状況

当社のコーポレートガバナンスの充実に向けた最近１年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

(1) 取締役会は、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議いたしました。

(2) 監査役会は、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

(3) 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

(4) 情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的とした社員教育を実施したほか、文書やデータの管理・廃棄方法のさらなる厳格化を図りました。

(5) リスク管理規程・コンプライアンス規程に基づき、大規模自然災害発生時における連絡体制および初動体制を整備し、模擬訓練を実施いたしました。

(6) 取締役および監査役を対象に会社法およびコーポレートガバナンス・コードについて研修を実施いたしました。

（注） 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成30年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**9,351,558**	**流動負債**	**7,338,051**
現金及び預金	5,690,584	買掛金	995,070
売掛金	2,622,740	短期借入金	3,882,336
		1年内償還予定の社債	500,000
商品	803,021	1年内返済予定の長期借入金	843,635
		未払金	144,473
繰延税金資産	88,719	未払法人税等	204,653
		賞与引当金	130,451
その他	146,492	役員賞与引当金	63,000
		その他	574,430
固定資産	**16,801,388**	**固定負債**	**14,589,058**
有形固定資産	**14,498,288**	社債	1,240,000
		長期借入金	12,228,150
建物及び構築物	1,973,145	繰延税金負債	511,498
		役員退職慰労引当金	115,300
機械装置及び運搬具	7,214,379	退職給付に係る負債	103,320
		資産除去債務	269,184
土地	2,927,758	その他	121,605
建設仮勘定	2,322,300	**負債合計**	**21,927,110**
その他	60,705	（純資産の部）	
無形固定資産	**657,349**	**株主資本**	**3,524,457**
		資本金	747,419
のれん	180,568	資本剰余金	684,918
		利益剰余金	2,132,029
その他	476,781	自己株式	△39,909
投資その他の資産	**1,645,749**	**その他の包括利益累計額**	**348,428**
		その他有価証券評価差額金	410,313
投資有価証券	764,883	繰延ヘッジ損益	△61,884
差入保証金	318,145	**新株予約権**	**11,287**
		非支配株主持分	**341,662**
その他	562,721	**純資産合計**	**4,225,836**
資産合計	**26,152,947**	**負債純資産合計**	**26,152,947**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成29年10月１日
至　平成30年９月30日）

（単位：千円）

科目		金額
売上高		**18,842,081**
売上原価		**13,319,714**
売上総利益		**5,522,367**
販売費及び一般管理費		**4,655,585**
営業利益		**866,782**
営業外収益		
受取利息及び配当金	23,790	
投資有価証券売却益	408	
補助金収入	37,476	
その他	39,141	100,817
営業外費用		
支払利息	154,035	
融資手数料	40,329	
社債発行費	17,162	
為替差損	12,132	
その他	21,832	245,492
経常利益		**722,106**
特別利益		
固定資産売却益	278	
受取保険金	158,516	158,795
特別損失		
固定資産除却損	16,278	
災害による損失	156,304	
減損損失	102,406	274,990
税金等調整前当期純利益		**605,911**
法人税、住民税及び事業税	206,522	
法人税等調整額	19,655	226,177
当期純利益		**379,733**
非支配株主に帰属する当期純利益		28,764
親会社株主に帰属する当期純利益		**350,969**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成29年10月１日
至　平成30年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年10月１日残高	**747,419**	**684,918**	**2,077,993**	**△21,460**	**3,488,871**
当期変動額					
剰余金の配当			△267,047		△267,047
親会社株主に帰属する当期純利益			350,969		350,969
自己株式の取得				△79,855	△79,855
自己株式の処分			△29,885	61,406	31,520
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	**－**	**－**	**54,035**	**△18,449**	**35,586**
平成30年９月30日残高	**747,419**	**684,918**	**2,132,029**	**△39,909**	**3,524,457**

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計			
平成29年10月１日残高	**515,438**	**△46,661**	**468,776**	**14,889**	**319,082**	**4,291,619**
当期変動額						
剰余金の配当						△267,047
親会社株主に帰属する当期純利益						350,969
自己株式の取得						△79,855
自己株式の処分						31,520
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△105,124	△15,222	△120,347	△3,602	22,580	△101,369
当期変動額合計	**△105,124**	**△15,222**	**△120,347**	**△3,602**	**22,580**	**△65,783**
平成30年９月30日残高	**410,313**	**△61,884**	**348,428**	**11,287**	**341,662**	**4,225,836**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　４社

(2) 連結子会社の名称　　株式会社エスケーアイ
株式会社セントラルパートナーズ
エスケーアイマネージメント株式会社
エスケーアイ開発株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券……時価のあるもの
連結決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ……時価法を採用しております。

③ たな卸資産の評価基準および評価方法

商品……月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法によっております。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、平成28年４月１日以降取得した建物附属設備および構築物並びに太陽光発電設備（機械装置）については定額法によっております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物……３～47年
機械装置及び運搬具……２～17年

無形固定資産……定額法によっております。
なお、のれんについては、投資対象ごとに投資効果の発現する期間を見積り、20年以内で均等償却しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額を費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
なお、当連結会計年度においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

役員賞与引当金……役員の賞与の支給に充当するため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金

ヘッジ方針……デリバティブ取引に関する社内規定に基づき、借入金の金利変動によるリスクを回避することを目的として金利スワップを利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

ヘッジ有効性の評価方法……金利スワップ取引においては、取引すべてについてヘッジに高い有効性が明らかに認められるため、有効性の判定を省略しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

Ⅱ．連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および対応する債務

担保に供している資産

売掛金	112,819 千円
建物及び構築物	1,079,850 千円
機械装置及び運搬具	6,247,120 千円
土地	2,757,707 千円
建設仮勘定	2,155,761 千円
有形固定資産　その他	26,878 千円
無形固定資産　その他	220,886 千円
合計	12,601,026 千円

上記に対応する債務

短期借入金	400,000 千円
1年内償還予定の社債	60,000 千円
1年内返済予定の長期借入金	747,975 千円
社債	60,000 千円
長期借入金	11,616,789 千円
合計	12,884,764 千円

2. 貸出コミットメント

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額および貸出コミットメントの総額	4,700,000 千円
借入実行残高	3,760,000 千円
差引未実行残高	940,000 千円

3. シンジケートローン

(1) 当社は和歌山県和歌山市におけるメガソーラー発電施設の建設に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行４行とシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約（借入残高　7,294,080千円）を平成27年３月31日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

上記の契約にかかる財務制限条項

① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。

② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。

③ 12月末日の基準日における直前４回のDSCR（対象発電所に係る純収入÷元利返済額）の平均値を1.00以上に維持すること。

(2) 当社は広島県東広島市におけるメガソーラー発電施設の建設に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行２行とシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約を平成27年９月28日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

平成27年９月28日付シンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約

融資枠契約の総額	3,000,000千円
借入実行残高	2,280,000千円
差引未実行残高	720,000千円

上記の契約にかかる財務制限条項

① 2015年９月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持すること。

② 2015年９月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2016年９月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

4. 有形固定資産の減価償却累計額　2,395,187 千円

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首(株)	増　加(株)	減　少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式	10,956,500	－	－	10,956,500
合　計	10,956,500	－	－	10,956,500

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成29年12月15日 定時株主総会	普通株式	142,022	13	平成29年９月30日	平成29年12月18日
平成30年５月14日 取締役会	普通株式	125,024	11.5	平成30年３月31日	平成30年６月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成30年12月19日 定時株主総会	普通株式	147,132	利益剰余金	13.5	平成30年 ９月30日	平成30年 12月20日

3. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　282,000株

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用し、一部において効率的な資金運用を目的として、安全性が高いと判断された複合金融商品を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

借入金および社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後17年であります。このうち一部は、金利変動リスクに晒されているため、金利スワップ取引および通貨スワップ取引を利用しております。なお、デリバティブ取引は、社内管理規程に基づき実施しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金および社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために運転資金については、各金融機関にコミットメントライン等の借入極度枠を設定して運用するとともに、条件面でも各金融機関に状況による見直しを要請しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年９月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	5,690,584	5,690,584	－
(2) 売掛金	2,622,740	2,622,740	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	751,244	751,244	－
資産計	9,064,570	9,064,570	－
(1) 買掛金	995,070	995,070	－
(2) 短期借入金	3,882,336	3,882,336	－
(3) 社債（*1）	1,740,000	1,736,811	△3,188
(4) 長期借入金（*1）	13,071,785	13,081,272	9,487
負債計	19,689,191	19,695,491	6,299
デリバティブ取引（*2）	(89,003)	(89,003)	－

(*1)社債、長期借入金には１年内の期限到来部分を含めて記載しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から掲示された価格によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債、(4) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率によって算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額13,638千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

Ⅴ．企業結合に関する注記

（共通支配下の取引等）

当社は、平成29年10月１日付で、持株会社体制へ移行致しました。また、同日付で、当社は、平成28年11月10日付で締結し、平成28年12月20日開催の定時株主総会において承認された吸収分割契約に基づき、当社の移動体通信機器販売関連事業を当社の完全子会社である「株式会社エスケーアイ分割準備会社」に吸収分割により承継させました。なお、同日付で商号を当社は株式会社サカイホールディングスに、本分割準備会社は株式会社エスケーアイにそれぞれ変更致しました。

１．取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

吸収分割会社	株式会社エスケーアイ（平成29年10月１日付で「株式会社サカイホールディングス」に商号変更）
対象事業の内容	当社の移動体通信機器販売関連事業
吸収分割承継会社	株式会社エスケーアイ分割準備会社（平成29年10月１日付で「株式会社エスケーアイ」に商号変更）

(2) 企業結合日

平成29年10月１日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の完全子会社である株式会社エスケーアイ分割準備会社を承継会社とする吸収分割です。

(4) 結合後企業の名称

株式会社エスケーアイ（旧社名：株式会社エスケーアイ分割準備会社）

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、本吸収分割による持株会社体制への移行により、グループの経営体制の強化、グループの事業執行体制の強化、グループのガバナンス体制の強化を行い、各事業領域において環境変化への迅速な対応力を高めるとともに、グループ経営機能の強化、各グループ会社の自立的経営ならびに適切なガバナンス体制の確立により、グループ全体の企業価値増大を図ってまいります。

２．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

Ⅵ．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	355円 35銭
１株当たり当期純利益	32円 24銭

Ⅶ. 重要な後発事象に関する注記

（自己株式の取得及び自己株式の公開買付け）

当社は、平成30年９月25日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条第１項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」）を実施すること、及び、本公開買付け価格を、直近の業績を最も適切に反映していると考えられる本公開買付けの実施を決議する取締役会の終値1,414円に対して７％のディスカウントを行った1,315円とすること、を決議し、本公開買付けに基づき、平成30年11月15日付で684,300株を取得いたしました。

１．買付け等の目的

当社の第２位株主であり、保険代理店事業における提携先である株式会社光通信（以下「光通信」）より、その保有する当社普通株式の一部を当社に売却する意向がある旨の連絡を受けました。

そこで当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場価格への影響、並びに当社の財務状況等を勘案のうえ、自己株式の取得についての具体的な検討を開始いたしました。かかる検討の結果、当社が自己株式として取得することは、当社の１株当たり当期純利益（ＥＰＳ）及び自己資本当期純利益率（ＲＯＥ）等の資本効率の向上に寄与し、当社の経営上の最重要課題の一つである株主の皆様に対する利益還元に繋がることになると判断いたしました。

また、自己株式の具体的な取得方法については、株主の皆様が所定の買付け等の期間中に市場株価の動向も見ながら応募する機会を確保できる公開買付けの方法が、株主間の平等性、取引の透明性の観点から適切であると判断いたしました。

２．自己株式の取得に関する取締役会決議内容

（1）取得する株式の種類　　当社普通株式
（2）取得する株式の総数　　684,400株（上限）
（注）発行済株式総数に対する割合6.25％
（3）取得価額の総額　　899,986,000円（上限）
（注）上記金額には、公開買付け代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。
（4）取得する期間　　平成30年９月26日から平成30年10月24日まで

３．自己株式の公開買付け等の概要

（1）買付け等の期間　　平成30年９月26日から平成30年10月24日まで
（2）買付け等の価格　　普通株式１株につき、金1,315円
（3）買付け予定数　　684,300株
（4）買付け等に要する資金　　911,733,500円
（5）公開買付け開始公告日　　平成30年９月26日
（6）決済の開始日　　平成30年11月15日

4．自己株式の公開買付けの結果

(1) 応募株式の総数　　684,300株
(2) 取得した株式の総数　　684,300株
(3) 取得価額の総額　　899,854,500円

5．その他重要な事項

本公開買付けをした結果、当社の第２位株主でありその他の関係会社である光通信より、その保有する当社普通株式の一部である684,300株について応募がありました。本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付け予定数（684,300株）を超えなかったため、当社は、応募株券等の全部の買付け等を行いました。そのため、本公開買付けの決済の開始日である平成30年11月15日付で、光通信は当社のその他の関係会社に該当しないこととなりました。

(1) 異動する株主の概要

名称	株式会社光通信
所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
代表者の役職・氏名	代表取締役　玉村　剛史
事業内容	法人向け通信サービス事業
資本金	54,259百万円

(2) 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数（所有株式数）		総株主の議決権の数に対する割合
	直接所有分	合算対象分	合計
異動前（平成30年10月24日現在）	21,260個 (19.50%)	1,768個 (1.62%)	23,028個 (21.12%)
異動後	14,417個 (14.11%)	1,768個 (1.73%)	16,185個 (15.84%)

（注）１．異動前における議決権所有割合は、平成30年10月24日現在の当社の発行済株式総数（10,956,500株）から、同日現在の当社が保有する自己株式数（52,828株）を控除した株式数（10,903,672株）に係る議決権の議決権の数（109,036個）を分母として計算しております。
２．異動後における議決権所有割合は、上記１記載の議決権の数（109,036個）より、本公開買付けにより当社が取得した当社普通株式（684,300株）に係る議決権の数（6,843個）を控除した数（102,193個）を分母として計算しております。
３．議決権所有割合については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（合弁会社の設立）

当社は、平成30年10月22日開催の取締役会において、株式会社光通信（以下「光通信」）との間で、合弁会社設立に関する合弁契約の締結を行うことを決議し、平成30年11月９日付で合弁会社を設立しております。

１．設立の目的

当社と光通信との共同出資による合弁会社を設立し、光通信子会社の新電力からＯＥＭ提供を受け、法人市場へ電力販売を目的とした新会社です。

２．合弁会社の概要

(1) 商号	エスケーアイフロンティア株式会社
(2) 所在地	名古屋市中区千代田五丁目21番20号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役　肥田　貴將
(4) 事業内容	電力の売買及び仲介取次
(5) 資本金	2,000万円
(6) 設立年月日	平成30年11月９日
(7) 決算期	９月
(8) 合弁会社に対する出資比率	当社：65％　光通信：35％

３．合弁相手先の概要

(1) 商号	株式会社光通信
(2) 所在地	東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役　玉村　剛史
(4) 事業内容	法人向け通信サービス事業
(5) 資本金	54,259百万円
(6) 設立年月日	昭和63年２月５日

貸　借　対　照　表

（平成30年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**6,626,117**	**流動負債**	**5,741,420**
現金及び預金	3,845,222	短期借入金	4,160,000
売掛金	191,458	1年内償還予定の社債	500,000
短期貸付金	2,500,000	1年内返済予定の長期借入金	726,351
繰延税金資産	19,528	未払金	109,971
その他	69,909	未払法人税等	68,077
固定資産	**15,469,313**	預り金	5,219
有形固定資産	**12,480,898**	賞与引当金	9,500
建物	241,149	役員賞与引当金	45,600
構築物	527,542	その他	116,701
機械及び装置	6,858,846	**固定負債**	**13,128,049**
船舶	0	社債	1,240,000
車両運搬具	16,301	長期借入金	10,999,955
工具器具及び備品	39,126	繰延税金負債	483,540
土地	2,480,170	退職給付引当金	14,781
建設仮勘定	2,317,761	役員退職慰労引当金	115,300
無形固定資産	**588,344**	資産除去債務	176,192
のれん	180,568	その他	98,281
その他	407,775	**負債合計**	**18,869,470**
投資その他の資産	**2,400,071**	（純資産の部）	
投資有価証券	721,868	**株主資本**	**2,866,047**
関係会社株式	1,230,150	**資本金**	**747,419**
差入保証金	68,783	**資本剰余金**	**684,918**
その他	379,268	資本準備金	684,918
		利益剰余金	**1,473,619**
		利益準備金	3,820
		その他利益剰余金	1,469,799
		別途積立金	134,150
		特別償却準備金	720,423
		繰越利益剰余金	615,226
		自己株式	**△39,909**
		評価・換算差額等	**348,626**
		その他有価証券評価差額金	410,510
		繰延ヘッジ損益	△61,884
		新株予約権	**11,287**
		純資産合計	**3,225,961**
資産合計	**22,095,431**	**負債純資産合計**	**22,095,431**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成29年10月１日
至　平成30年９月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,842,110
売上原価		653,350
売上総利益		1,188,760
販売費及び一般管理費		721,922
営業利益		466,837
営業外収益		
受取利息及び配当金	33,048	
その他	12,841	45,890
営業外費用		
支払利息	144,632	
融資手数料	40,329	
社債発行費	17,162	
為替差損	12,132	
その他	11,864	226,122
経常利益		286,605
特別利益		
受取保険金	158,516	158,516
特別損失		
災害による損失	156,304	
減損損失	79,800	236,104
税引前当期純利益		209,017
法人税、住民税及び事業税	76,548	
法人税等調整額	21,145	97,694
当期純利益		111,323

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成29年10月１日
至　平成30年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				別途積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金	
平成29年10月１日残高	747,419	684,918	3,820	134,150	876,329	748,859	1,763,159
当期変動額							
剰余金の配当						△267,047	△267,047
当期純利益						111,323	111,323
自己株式の取得							－
自己株式の処分						△29,885	△29,885
会社分割による減少						△103,929	△103,929
特別償却準備金の取崩					△155,906	155,906	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	**△155,906**	**△133,633**	**△289,539**
平成30年９月30日残高	747,419	684,918	3,820	134,150	720,423	615,226	1,473,619

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成29年10月１日残高	**△21,460**	3,174,036	515,203	**△46,661**	468,541	14,889	3,657,468
当期変動額							
剰余金の配当		△267,047					△267,047
当期純利益		111,323					111,323
自己株式の取得	△79,855	△79,855					△79,855
自己株式の処分	61,406	31,520					31,520
会社分割による減少		△103,929					△103,929
特別償却準備金の取崩		－					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△104,692	△15,222	△119,915	△3,602	△123,517
当期変動額合計	**△18,449**	**△307,989**	**△104,692**	**△15,222**	**△119,915**	**△3,602**	**△431,507**
平成30年９月30日残高	**△39,909**	2,866,047	410,510	**△61,884**	348,626	11,287	3,225,961

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券……時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ……時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物並びに太陽光発電設備（機械装置）については定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……４～39年

構築物……10～36年

機械及び装置……15～17年

無形固定資産……定額法によっております。

なお、のれんについては、投資対象ごとに投資効果の発現する期間を見積り、20年以内で均等償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額を費用として処理しております。

4. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に充当するため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

役員賞与引当金……役員の賞与の支給に充当するため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末自己都合退職金要支給額の100％を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理
ヘッジ手段……金利スワップ
ヘッジ対象……借入金
ヘッジ方針……デリバティブ取引に関する社内規定に基づき、借入金の金利変動によるリスクを回避することを目的として金利スワップを利用しており、投機目的の取引は行っておりません。
ヘッジ有効性の評価方法……金利スワップ取引においては、取引すべてについてヘッジに高い有効性が明らかに認められるため、有効性の判定を省略しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および対応する債務

担保に供している資産

売掛金	103,254千円
建物	64,818千円
構築物	503,122千円
機械および装置	5,919,502千円
工具器具および備品	26,878千円
土地	2,352,814千円
建設仮勘定	2,155,761千円
無形固定資産　その他	220,886千円
合計	11,347,039千円

上記に対応する債務

短期借入金	400,000千円
1年内償還予定の社債	60,000千円
1年内返済予定の長期借入金	662,751千円
社債	60,000千円
長期借入金	10,603,215千円
合計	11,785,966千円

2. 貸出コミットメント

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行10行と当座貸越契約および貸出コミットメント契約を締結しております。契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額および貸出コミットメントの総額	4,500,000 千円
借入実行残高	3,560,000 千円
差引未実行残高	940,000 千円

3. シンジケートローン

(1) 当社は和歌山県和歌山市におけるメガソーラー発電施設の建設に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行４行とシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約（借入残高　7,294,080千円）を平成27年３月31日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

上記の契約にかかる財務制限条項

① 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること。

② 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。

③ 12月末日の基準日における直前４回のDSCR（対象発電所に係る純収入÷元利返済額）の平均値を1.00以上に維持すること。

(2) 当社は広島県東広島市におけるメガソーラー発電施設の建設に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行２行とシンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約を平成27年９月28日に締結しており、この契約には下記の財務制限条項が付されております。

平成27年９月28日付シンジケーション方式のコミットメント期間付タームローン契約

融資枠契約の総額	3,000,000千円
借入実行残高	2,280,000千円
差引未実行残高	720,000千円

上記の契約にかかる財務制限条項

① 2015年９月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持すること。

② 2015年９月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2016年９月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

4. 有形固定資産の減価償却累計額　　1,073,357千円

5. 偶発債務

債務保証

子会社の銀行取引に対する保証

エスケーアイマネージメント株式会社	837,009千円
エスケーアイ開発株式会社	508,470千円
合計	1,345,479千円

6. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	2,560,594千円
長期金銭債権	35,720千円
短期金銭債務	659,532千円
長期金銭債務	8,007千円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	272,383千円
売上原価	25,713千円
販売費および一般管理費	5,400千円
営業取引以外の取引高	14,369千円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式　　57,828株

Ⅴ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税、賞与引当金、退職給付引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、特別償却準備金等であります。

Ⅵ. 企業結合に関する注記

（共通支配下の取引等）

連結注記表（企業結合に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社エスケーアイ	直接 100.0	役員の兼任	経営指導料（注）1	229,303	売掛金	53,126
				資金の貸付（注）2	3,060,000	短期貸付金	2,500,000
				貸付の返済	560,000		
				利息の受取	9,408	—	—
				資金の借入（注）2	1,657,327	短期借入金	600,000
				借入の返済	1,057,327		
				利息の支払	4,809	—	—
	株式会社セントラルパートナーズ	直接 68.5	役員の兼任	資金の貸付（注）2	100,000	—	—
				貸付の返済	100,000	—	—
				利息の受取	152	—	—
	エスケーアイマネージメント株式会社	直接 100.0	役員の兼任	債務の保証（注）3	837,009	—	—
	エスケーアイ開発株式会社	直接 100.0	役員の兼任	債務の保証（注）3	508,470	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

（注）1．経営指導料については、グループ経営指導に関し、一定の基準に基づき決定しております。

2．資金の貸付、借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は設定しておりません。

3．債務の保証は、金融機関からの借入金に対する債務保証であります。なお、保証料は受け取っておりません。

2. 役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権の被所有割合（%）	事業の内容又は職業	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社サカイ（注）1	21.59	不動産管理会社	―	不動産の賃借（注）2	25,713	前払費用	11,514
							差入保証金	35,720
							長期前払費用	6,426

（注）1．当社代表取締役肥田貴將の近親者（当社代表取締役肥田貴將を含む）が議決権の100%を直接保有しており、「その他の関係会社」にも該当しております。
2．不動産の賃借取引の取引条件については、近隣の取引事例を参考に決定しております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	294円 96銭
1株当たり当期純利益	10円 23銭

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

（自己株式の取得および自己株式の公開買付け）
連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（合弁会社の設立）
連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年11月16日

株式会社サカイホールディングス
取締役会　御中

栄監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	楯　泰治 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	市原　耕平 ㊞
業務執行社員	公認会計士	井上　友貴 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社サカイホールディングスの平成29年10月１日から平成30年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サカイホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年11月16日

株式会社サカイホールディングス
取締役会　御中

栄監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	楯　泰治 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	市原　耕平 ㊞
業務執行社員	公認会計士	井上　友貴 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社サカイホールディングスの平成29年10月１日から平成30年９月30日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、定期的に子会社を訪問し、当該子会社に関する状況の説明を各社取締役等から受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び注記）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年11月19日

株式会社サカイホールディングス　監査役会

常勤監査役　古川裕美　㊞

社外監査役　浅井一郎　㊞

社外監査役　後藤康史　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、通期で増配を実施し、期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）　配当財産の種類

金銭といたします。

（２）　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金13.5円といたしたいと存じます。

なおこの場合の配当総額は、147,132,072円となります。

（注）中間配当11.5円を含めた当期の年間配当は、１株につき25円となります。

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年12月20日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。これに伴いまして、本総会において取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	肥田貴將（ひだたかまさ） （昭和60年８月20日）	平成21年４月　アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー入社 平成23年９月　当社入社 平成24年４月　株式会社セントラルパートナーズ取締役 平成24年６月　当社経営戦略本部企画推進部長 平成25年12月　株式会社セントラルパートナーズ取締役(現任) 平成27年12月　当社取締役 平成27年12月　エスケーアイマネージメント株式会社取締役 平成28年10月　当社代表取締役副社長 平成28年10月　エスケーアイマネージメント株式会社代表取締役社長(現任) 平成28年12月　当社代表取締役社長(現任) 平成28年12月　エスケーアイ開発株式会社取締役(現任) 平成29年10月　株式会社エスケーアイ代表取締役社長(現任) 平成30年11月　エスケーアイフロンティア株式会社代表取締役社長(現任) ［重要な兼職の状況］ 株式会社エスケーアイ代表取締役社長 株式会社セントラルパートナーズ取締役 エスケーアイマネージメント株式会社代表取締役社長 エスケーアイ開発株式会社取締役 エスケーアイフロンティア株式会社代表取締役社長	193,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	酒井俊光 (昭和37年３月31日)	昭和63年８月　愛知樹脂株式会社取締役 平成７年１月　当社専務取締役(現任) 平成８年６月　有限会社安さ一番携帯ディスカウント設立　代表取締役 平成12年５月　当社営業本部長 平成28年12月　エスケーアイマネージメント株式会社取締役(現任) 平成29年10月　株式会社エスケーアイ専務取締役(現任) 当社事業戦略室長を兼務(現任) 平成30年11月　エスケーアイフロンティア株式会社取締役(現任) ［重要な兼職の状況］ 株式会社エスケーアイ専務取締役 エスケーアイ開発株式会社取締役 エスケーアイマネージメント株式会社取締役 エスケーアイフロンティア株式会社取締役	779,000株
3	田川正彦 (昭和31年４月30日)	昭和50年４月　株式会社三重銀行入行 昭和63年７月　軽急便株式会社入社 平成６年４月　同社総務部長兼内部監査室長 平成12年１月　当社入社 平成13年７月　当社管理本部長兼経理部長(現任) 平成14年１月　当社取締役 平成21年12月　当社常務取締役(現任) 平成29年10月　当社コーポレートガバナンス本部長(現任) 株式会社エスケーアイ常務取締役(現任) 平成30年11月　エスケーアイフロンティア株式会社監査役(現任) ［重要な兼職の状況］ 株式会社エスケーアイ常務取締役 株式会社セントラルパートナーズ監査役 エスケーアイマネージメント株式会社監査役 エスケーアイ開発株式会社監査役 エスケーアイフロンティア株式会社監査役	63,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	長澤篤治 (ながさわあつじ) (昭和44年５月19日)	平成12年４月　株式会社光通信入社 平成14年７月　同子会社　株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングへ出向 平成17年４月　株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング　アライアンスパートナー事業部担当部長 平成18年７月　株式会社セントラルパートナーズへ出向 取締役フィナンシャル事業本部営業部長 平成20年５月　株式会社セントラルパートナーズ転籍 平成21年５月　株式会社セントラルパートナーズ取締役 フィナンシャル事業本部営業本部長 平成24年12月　当社取締役 平成25年12月　株式会社セントラルパートナーズ代表取締役社長(現任) 平成27年12月　当社取締役(現任) ［重要な兼職の状況］ 株式会社セントラルパートナーズ代表取締役社長	26,000株
5	小島浩司 (こじまこうじ) (昭和45年11月22日)	平成８年10月　太田昭和監査法人(現 ＥＹ新日本有限責任監査法人)入所 平成12年７月　公認会計士登録 平成13年７月　公認会計士小島興一事務所(現 税理士法人中央総研)入所 平成13年10月　税理士登録 平成15年１月　税理士法人中央総研代表社員 平成16年３月　監査法人東海会計社代表社員(現任) 平成25年12月　当社社外取締役(現任) ［重要な兼職の状況］ 監査法人東海会計社代表社員	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	山口伸淑（やまぐち のぶよし） （昭和30年１月20日）	昭和52年４月　株式会社協和銀行 （現 株式会社りそな銀行）入行 平成17年６月　株式会社りそな銀行常務執行役員 コーポレート事業部担当兼不動産事業部担当兼信託業務部担当 平成22年６月　株式会社りそな銀行取締役兼専務執行役員首都圏地域担当兼独立店担当 平成25年４月　りそなカード株式会社代表取締役社長 平成26年６月　ナカバヤシ株式会社社外取締役（現任） 平成27年12月　当社社外取締役（現任） 平成28年６月　ウシオ電機株式会社社外取締役（現任） ［重要な兼職の状況］ ナカバヤシ株式会社社外取締役 ウシオ電機株式会社社外取締役	－株

（注）１．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．小島浩司、山口伸淑の両氏は社外取締役候補者であります。

３．社外取締役候補者とした理由

(1)　小島浩司氏は公認会計士および税理士としての豊富な経験・職見を活かして、幅広い見地から当社の経営全般に的確な意見をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。小島浩司氏は現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、５年となります。

(2)　山口伸淑氏は金融および企業経営における豊富な経験と幅広い識見を有し、かつ、当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にありますので、社外取締役として、コーポレートガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。山口伸淑氏は現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、３年となります。

４．責任限定契約について

当社は小島浩司、山口伸淑の両氏との間で会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の責任の限度額は、金1,000千円または会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となります。当社は、本定時株主総会において、小島浩司、山口伸淑の両氏が再任された場合、小島浩司、山口伸淑の両氏との間で本契約を継続する予定であります。

５．独立役員について

当社は、小島浩司、山口伸淑の両氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。

第３号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の取締役は６名および監査役は３名でありますが、支給対象者である取締役３名（株式会社セントラルパートナーズ代表取締役を兼務する１名、社外取締役２名を除く）および監査役１名（社外監査役２名を除く）に対し、当期の功労に報いるため、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額45,600,000円（取締役42,300,000円、監査役3,300,000円）を支給することにつきご承認をお願いしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額および支給の時期等につきましては、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

以上

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境等について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境等が必要です。

(1) インターネットにアクセスできること。
(2) 画面の解像度が横800×縦600ドット(SVGA)以上であること。
(3) パソコンを用いて議決権行使をされる場合は、ウェブブラウザおよびＰＤＦビューアがインストールされていること（以下の組み合わせで動作確認をしています）。

ＯＳ	Ｗｅｂブラウザ	ＰＤＦビューア
Windows Vista®	Internet Explorer® Ver7～9	Adobe® Reader® Ver.9
Windows® Ver.7	Internet Explorer® Ver8～11	Adobe® Reader® Ver.11
Windows® Ver.8.1	Internet Explorer® Ver11	Adobe® Reader® Ver.11

＊ Windows,Windows Vista,およびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。
＊ AdobeおよびReaderは、Adobe Systems Incorporated（アドビシステム社）の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

(4) 携帯電話を用いて議決権行使をされる場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。）
(5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主様のご負担となります。

［議決権行使ウェブサイトアクセス用QRコード］

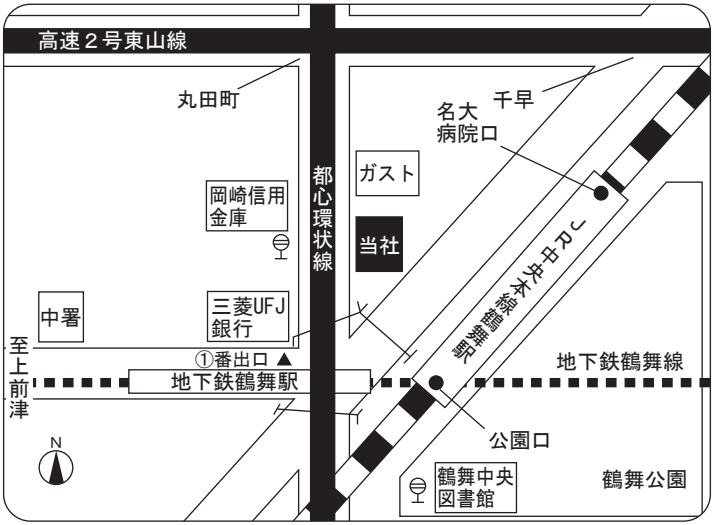
※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「ＱＲコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　日本証券代行㈱代理人部　ウェブサポート専用ダイヤル
【専用ダイヤル】0120－707－743（フリーダイヤル）
【 受 付 時 間 】午前９時から午後９時まで（土曜日・日曜日・祝日も受付）

株主総会会場ご案内図



株式会社サカイホールディングス　本社５階会議室
名古屋市中区千代田五丁目21番20号（エスケーアイファーストビル）
電話　052－262－4499

経路のご案内

〈地下鉄・JR〉

地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」下車(①番出口)――――――――徒歩５分
JR中央本線「鶴舞駅」下車(公園口出口)――――――――徒歩５分

〈市バス〉

市バス栄20・26号または名駅18号系統にて「鶴舞公園前」下車
名駅・栄方面よりお越しの方――――――バス停より北へ徒歩５分
新瑞橋・高辻方面よりお越しの方――バス停より向かいへ徒歩５分

お願い

会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。